

二  
条  
吉  
五  
郎

天草市有明町楠甫に一基の流人墓がある。

墓の主は本名倉若吉五郎、通称二条吉又は二条吉五郎である。

この二条吉とはいかななる人物か。

流人は当時の法により犯罪者であり、その犯罪者である流人を受け入れる村にとつては大変迷惑なことであつた。その迷惑な人物の墓を造るという事は、何か村にとつて有益な人であつたと考えられる。

では二条吉はどういう人物で村にとつていかななる益をもたらしたのだろうか。

だが時は幕末のことではあるが、きちんとした記録は残されていないようだ。ただ断片的には残されているようである。

吉五郎は、文政十一年（1828）に天草に流され、楠甫村の預かりとなつた。墓碑によると、生まれは関東の武藏国の生まれである。十九歳の時都に出、その皇族が二條家であつたことから二条吉と呼ばれるようになった様だ。

だがどんな犯罪を犯して流罪になつたかは分からぬ。流罪になつたのは41歳の時であつたといふ。

碑銘は一般的にやや大仰に書かれているのが普通だから、それをそのまま信じることはできないと思うが。その碑文には「その性、勇を好み、かつ義を重んじ、善く



二条吉五郎こと倉若吉五郎の墓 天草市有明町楠甫  
戒名 「圓翁明樂居士」

人と交わる。また智略また抜群で、遊侠の諸士と交わる。子分と称するもの千余人。」とある。つまりいっぱいのやくざの親分気取りであつた様だ。したがつて皇族としては、風義を乱す好ましからぬ者であつた。したがつて特に犯罪という犯罪を犯していなかつたが、幕府の力を借りて流罪に処されたのかもしれない。

それは流罪では本来許されない、妻を流罪地即ち天草に連れてきた事からも推察できる。その妻の名は龍。この龍さん、親分吉五郎を尻に敷くかあでんかであつたというから面白い。彼女はもともと島原（京の）の遊女であった様で、その特技の三味線を天草の女たちに教えていたともいう。

吉五郎の墓碑銘を書いている定舞上人も、流人に許されない旅をしているが、吉五郎も妻を同道しての島送り。そのことから流す方もなにか引け目があつたのかもれない。

では天草での吉五郎は、どんな暮らしやどのように村人と接していたのだろうか。また村人は吉五郎をどのように扱っていたのだろうか。

墓を建てたのは誰か。吉五郎とどんな関係がある者か。墓の碑文を書いた定舞上人と、どういう関係だったのだろうか。京で知り合ったのか、天草に来てから知り合いになつたのか。

ちなみに定舞上人が流されて来たのは天保三年（1832）であり、吉五郎が流されてから5年後のことである。上人は天草流罪時34歳。つまり吉五郎と上人の歳の差は13歳。

ひよつとしたら、吉五郎と上人は面識がなく墓を建てた人が高名な上人に碑銘を頼んだのかもしれない。

ただ腑に落ちないことがある。それは故鶴田文史氏の調査によると、吉五郎は慶応元年（1865）に死去していることになっている。（『西海義民流人衆史』出展九品寺供養帳）

しかし墓碑によると「甲寅冬誌之」となつており、甲寅とは安政元年（1854）である。生前に墓碑を書くこともないではないだろうが、文から見て生前の碑銘とは思えない。

いろいろ疑問が浮かぶが、そこは定かでないので想像する他はない。

ここはちょっと碑文を元に、想像をめぐらしてみよう。

# 二條吉五郎 墓碑

## 《墓碑の解説文と大胆な推察》

円翁明楽居士

居士円楽は、東武の産なり。姓は倉若氏、俗名は吉五郎と号する。

東武とは武藏の国。

現在の東京、埼玉、神奈川県

姓者倉若氏俗名号吉五郎

曾十九歳而來子華洛奉事 摂錄二條殿下數年也

其性好勇且先義而善與人交焉

智略亦拔群也於是遊俠之諸子愛其

正質構義而為兄弟之約或稱義兒者殆將千餘人也

當時字而呼二條吉其名轟於西東実可謂希世之英雄乎矣

文政戊子年依巖譴而謫于苓州矣則有其辭世之吟曰

獨出關東廿四載 身為俠客心如海

一朝驕勇謫遷刑 誰恨何愁自作皇

ゆめ見ずばさめざらましをなま中に

夢に夢みき夢のさめしを

甲寅冬誌之以応義兒某徵

故華頂之禪閣前大僧都定舜

(筆者 現地調査 旧字は新字に改めた)

かつて十九歳にして華洛に來り。摂錄二條殿下に奉事すること數年なり。

東部。

華洛とは京都の事。花の都という意味である。その京に如何なる事由で青年吉五郎が、関東から京都に出てきたのだろうか。それも公家に仕えることとして。一口に武藏国といつてもかなり広い。江戸時代は、幕府領、旗本領、私藩領とたくさんのが支配地があつた。そのうちの一つ、つまり吉五郎が住む地の支配者が二条家と関りがあり、青年吉五郎に出仕を斡旋したのだろうか。

摂錄とは、天皇に代わって政治を統括するという意で、摂政・関白の別称である。尤も当時は天皇は政事的には名ばかりの存在であり、政治には参与できなかつたが、それでも摂政・関白制は残つていたようである。

二條家は、五摂家（近衛家・九条家・二條家・一条家・鷹司家の）の一である。 したがつて摂錄というからには、二条氏は摂政か

関白であったことになるが、当時天皇は光格天皇で、

摂政はなく関白は鷹司氏であった。

二條家は、以前かなりの頻度で摂政・関白を勤めた家という事で、俗稱的に摂錄と呼ばれていたのかかもしれない。

ちなみに二條家の当主は、吉五郎が出仕した当時は18歳位であった様だ。つまり年齢的には吉五郎とほぼ同じという事になる。

また、吉五郎は倉若という姓を名乗つていていることからして、さらに公家に仕えることからして、武家の出であつたのだろうか。

「有明町史」には、奉事を中間部屋頭としているが、それは長じてのことであり、出仕時は頭ではなかつたと思われる。但し当時は身分がものをいう時代。吉五郎が武家でそれ相当の身分の家の子であつたなら、いきなり頭になつてもおかしくはない。

その性、勇を好みかつ義を重んじ、善人と交わる。  
智略また抜群なり。

是に於いて、遊侠の諸氏、その正質、義を構えるを愛し、兄弟の約をなす。

或いは、義児（子分）と称する者約千人なり。  
当時字して二条吉と呼び、その名西東に轟きし、實に

稀世の英雄というべき者か。

ここに吉五郎流罪のヒントがあるようだ。

吉五郎、出仕当初はおとなしく仕事に励んでいたが、生まれ持つた性質と育つた環境から、徐々に京の公家文化に反骨心が芽生え、徐々に拡大していくのではなかろうか。関東の気風と京の気風は全く異にする。関東からすると、なよなよした京の気風は、吉五郎に我慢がならなかつたと思われる。したがつて京にあるまじき振る舞いに、それに共感する人々が増え、誇張としても兄弟分や子分が千余人も集まり一大勢力を持つた。

勿論これら勢力は、二條家は勿論、公家衆の間でも風儀を乱す勢力で、当然幕府の取締の対象となつた。

関東といえば御存じ侠客の地。数多くのやくざの親分を生んでいる。もつとも吉五郎と若干時代は下るが、侠客を生む風土があつた様だ。勘ぐりすぎかも。

文政十一年、厳鋸（厳罰）によつて荘州（天草）に謫す。

そのため特に罪を犯したわけではないが、このま

ま吉五郎、及びその勢力を放つておくわけにいかず、司直の手が入った。

京には京都の行政・裁判の他、周辺4ヶ国の裁判・天領の行政及び寺社領の支配のため、東西の町奉行が置かれていた。ちなみに吉五郎配流時の奉行は、東が神尾元孝、西が松平定朝であった。

即ち辞世あり。吟じて曰く。

独り、関東を出すること廿四載。

身は侠客となり、心は海の如し。

一朝、驕雄あつて謫遷の刑。

誰をか恨みを何をか愁う。自ら罪を作りしを。

ゆめ見ずばさめざらましをなま中に  
夢に夢みき夢のさめしを

この歌は吉五郎の辞世の句となつてゐるが、筆者は定舜上人の句と考へる。というのは、定舜上人の詩によく「夢」が詠まれてゐるからである。

廿四載とは、関東を出たのが24歳の時という解釈だが、24年間と考へる。19歳で出仕して24年間務めたという事は、天草配流時は43歳という事になる。

驕雄（おごつて）あつて謫遷（流刑）の刑、とあるように、己自身もちよつとやりすぎたかなと反省

もしている。

是からして吉五郎単なる暴れ者でなく、礼儀をわきまえた、ある意味紳士であつたようだ。

そのため天草での暮らしあり、村民と折り合いよく暮らしていたことが想像できる。京にはかつての兄弟分や子分が、吉五郎流刑後も多く残つていたと思われる。彼らから天草での暮らしに困らないだけの仕送りがあつたと思われる。

また子供たちに読み書き算盤を教えたり、村の村政にも学をもつて協力していたかもしれない。村にとつて重宝な存在であつたと信じたい。

### 甲寅の冬これを誌し、以つて義児某の徵に応じる。

甲寅の年は安政元年（1854）。以下の文がよく分からぬ。義児某とは誰か。あえて大胆に推察すると将軍徳川家斉ではないだろうか。家斉は第十一代将軍で、吉五郎配流時の将軍であつた。前将軍家治に嗣子がいなかつた（一子が死去し）ため、一橋家から家治の義児（養子）となり、将軍職を継いだ。徵とは権力者が人を召し出すという意味があるようで、これを徵に応じるという。

勿論家斉が吉五郎の流刑に直接関わつたわけではないが、微罪にも係わらず権力者の権力の乱用によつ

て配流となつた。大いに不満があつたが権力には逆らえず、逆に堂々と応じてやつた、という皮肉が込められているように思える。勿論これを記した定舜

上人も同じような立場であり、自らの身を吉五郎に置き換えて、書いたようにも思える。

邪知すぎるであろうか。

### 故華頂の禪閣前大僧都定舜

禪閣といふのは、太閤の身分で仏門に入った人の称である。華頂山知恩院は、浄土宗開祖の法然が開基した寺であるが、江戸時代は徳川家の庇護を受け門主は代々皇族が勤めてきた。有明町史には、『華

頂山知恩院は浄土宗であるから、この場合の「禪閣」は禪寺を意味せず、仏法修業の殿堂と解釈すべきであろう。』と記されている。

最後に、上中万五郎どんの独特的の漢詩読解でべよう。

独出関東廿四載 二十四の時関東を出ましたたい

身為侠客心如海 侠客を気取つとるが心は海のごとて広

かつもり

一朝驕勇謫遷刑

ある時ちよいと勇み肌で島流しちゅう訳よ

誰恨何愁自作皇

誰ば恨み何ば悲しみも、我がしでかした事じやもね

### 〔参考資料〕

『有明町史』 有明町教育委員会

『西海義民流人衆史』 鶴田文史編著

『続天草歴史こぼれ咄』 上中万五郎著

『辞書等』

『新潮日本語漢字辞典』 新潮社

『日本史辞典』 角川書店

「ウイキペディア」

など

